



www.alpajapan.org

# 日乗連技術情報

## ALPA Japan Technical Information

Date 2010.05.11 No. 33 — T07

発行：日本乗員組合連絡会議/ALPA Japan  
Dangerous Goods 委員会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

E-mail:office30@alpajapan.org

### Dangerous Goods 委員会技術情報 No.7-1

#### 乗員乗客に認められた、危険物輸送の例外（2010年改訂版）

日常生活、旅行中に使用する消費材等が、航空輸送上は危険物に相当するものであることは一般に知られていません。そのため、それらが禁止あるいは量や数を制限されているものであることを判断することは、乗員乗客にとっては難しいことです。

添付のリーフレットは、実際の制限を PIC が確認するための手段として、IATA 危険物規則書 **DGR 2.3 章**(2010年版)の記述を基本にして作成されています。

会社や国の基準により、さらに詳細な制限のある場合は当該会社 **OM** を参照する必要もあります。

#### 表の構成

〔以下のことがチェックできます。〕

- 1、 受託手荷物とすることができるのか
- 2、 持ち込み手荷物とできるのか
- 3、 身につけて搭乗できるのか
- 4、 航空会社の許可を必要とするか
- 5、 搭載位置を機長に通知することが要求されるか（NOTOC や S/L 通知書が必要か）
- 6、 必要な量の制限や取り扱い上の注意はどのようなものか
- 7、 運航会社（あるいは当該国）独自の制限がさらにあるのか

注）乗員乗客は保安検査場を通過する際、保安基準上、危険物基準を超える制限を空港当局からさらに受けることがあります。

#### 今回の主な改訂点

- スペア小型リチウムバッテリーには機内持ち込み数制限のないことの明記
- 禁止されるライターの種類追加（シガーライター、ブルーフレームライター）
- 発熱物品の中に、バッテリー使用のヘアアイロンを追加
- 電動車椅子等でリチウムイオンバッテリーを使用するものの追加
- 運航の現場では詳述すぎる手順の紹介を削除

(以上)



乗客乗員に認められた、危険物輸送の例外 DGR 51<sup>st</sup> Edition 2010

<b>禁止品目</b>	<b>&lt;人を無力化する装置&gt;</b>
	Mace（催涙ガス）あるいは Pepper Spray（噴霧式一時抑制剤）等、刺激性または人を無力化する物質を含む物
	<b>&lt;アタッシュケース、キャッシュボックス、キャッシュバッグ&gt;</b>
	リチウム電池や火薬等の危険物が組み込まれた物

受託手荷物として認められるか						制限/人
↓	持ち込み手荷物として認められるか					
↓	身につけて搭乗できるか					
↓	航空会社の許可を必要とするか					
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
					搭載位置を機長に通知することが要求されるか（NOTOC S/L 通知書が要求されるか）	
○	×	×	○	○	<b>&lt;弾薬&gt;</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人用</span> として使用される小火器の弾薬） 注 厳重に箱詰めされた物（爆発性弾薬、焼夷性弾薬を除く） UN0012（区分 1.4S）小火器用薬包 （スポーツ用装弾等口径 19.1mm 以下-通常 18.5mm 散弾銃用薬包は口径を問わない） UN0014（区分 1.4S）小火器用空包 （鳥獣駆逐用、訓練用、礼砲用、調査用、産業用、スタートピストル用）	総重量 5kg 以下
					一人一人個別に包装すること 各個人の許容量を合計して、 まとめて包装してはならない  参考 19.1mm ÷ 25.4mm = 75 口径 注) JAL : 警察官の銃弾のみ	
○	×	×	○	×	<b>&lt;引火性液体燃料がはいっていた キャンプ用コンロと燃料容器&gt;</b> コンロと燃料容器内の燃料が 完全に排出されていること	
○	○	○	×	×	<b>&lt;医療用/診断用 水銀体温計&gt;</b> 個人用で小型の物	1 個
					保護ケースに収納すること	
×	×	○	×	×	<b>&lt;放射性同位元素の心臓ペースメーカー、その他の装置でリチウム電池により作動するもの&gt;</b> 人体に移植されたもの <b>&lt;放射性調剤&gt;</b> 治療の目的で結果として人体に入れられたもの	

乗客乗員に認められた、危険物輸送の例外 DGR 51<sup>st</sup> Edition 2010

受託手荷物として認められるか					制限/人	
↓	持ち込み手荷物として認められるか					
	↓	身につけて搭乗できるか				
		↓	航空会社の許可を必要とするか			
			↓	搭載位置を機長に通知することが要求されるか (NOTOC S/L 通知書が要求されるか)		
<b>&lt; 電動車椅子 / 移動補助機器 身体上の事由により使用するもの &gt;</b>						
○	×	×	○	×	<b>防漏型バッテリーを装備</b> 機器が意図しない作動を防ぐような方法で輸送されること。 手荷物、郵便、補給品または貨物の移動により損傷しないよう保護されていること	短絡が生じないよう端子を保護する 機器にしっかり固定する
○	×	×	○	●	<b>非防漏型バッテリーを装備</b> 常時直立の状態を搭載、固定、取り卸しが可能である場合 バッテリーの接続を外す 短絡防止措置 機器にしっかり固定する	
					常時直立の状態を搭載、固定、取り卸しが不可能である場合、 バッテリーを取り外す 強固な容器に収納する	
○	×	×	○	●	<b>リチウム イオン バッテリーを装備</b> バッテリーの短絡防止措置 誤作動防止措置 機器にしっかり固定する 強固な容器に収納する	
×	○	○	○	×	<b>&lt; リチウム イオン バッテリー (中型) &gt;</b> Watt-hour rating 100Wh を超え 160Wh を超えないバッテリーで 個人用電子機器用の物、または、個人用電子機器に内蔵された物 予備バッテリーは、個々に短絡防止措置がとられていること	予備バッテリー 2個 持込手荷物としてのみ可 内蔵機器 受託・持込手荷物として可
○	○	○	×	×	<b>&lt; リチウム メタルイオン バッテリーを内蔵している個人用 (小型) 電子機器 &gt;</b> リチウム メタル バッテリー リチウム金属量 2g 以下の物 リチウム イオン バッテリー Watt-hour rating 100Wh 以下の物 予備バッテリーは、個々に短絡防止措置がとられていること	予備バッテリー 制限なし 持込手荷物としてのみ可 携帯電話、時計、PC、 ビデオ、MP3 用等

乗客乗員に認められた、危険物輸送の例外 DGR 51<sup>st</sup> Edition 2010

受託手荷物として認められるか					制限/人
↓	持ち込み手荷物として認められるか				
	↓	身につけて搭乗できるか			
		↓	航空会社の許可を必要とするか		
↓	↓	↓	↓	搭載位置を機長に通知することが要求されるか (NOTOC S/L 通知書が要求されるか)	
○	○	×	○	×	<b>&lt;ドライアイス&gt;</b> 注 生鮮食料品等の冷却用 注) JAL: 受託手荷物は、NOTOC必要 正味 2.5kg 持込/受託手荷物各々
○	×	×	×	×	<b>&lt;非引火性ガスを含むスプレー缶&gt; 受託手荷物のみ</b> スポーツ用品または、日用品 副次危険性（毒性、腐食性、酸化性等）のない物 2 品目 Total 正味 2kg /2L 正味 0.5kg / 0.5L / 容器 スプレー缶の噴射弁は、 キャップで保護されていること
○	○	×	×	×	<b>&lt;非放射性の医療品または化粧品（スプレー缶を含む）&gt;</b> ヘアスプレー、香水、オーデコロン等の化粧品、アルコール類を含有する医療品等
○	○	○	×	×	<b>&lt;アルコール飲料&gt;</b> アルコール分 24%を超え 70%以下 (アルコール分 24%以下の場合には制限を受けない) Total 正味 5L 5L 以下の小売容器に収納
○	○	×	×	×	<b>&lt;炭化水素ガスを含むヘアカーラー&gt;</b> 機内では使用禁止、発熱部は防護されていること 1 個 (予備ガスは 持ち込み・受託とも禁止)
×	○	○	×	×	<b>&lt;燃料電池システム、予備燃料カートリッジ&gt;</b> APPROVED FOR CARRIAGE IN AIRCRAFT CABIN ONLY の表示があること IEC PAS 62282-6-1 Ed.1.への適合表示があること システムへの充電は、カートリッジの交換で行われること 予備カートリッジ 2 個 液体 200ml 固体 200g 液化ガス 120ml 非金属カートリッジ 液化ガス 200ml 金属カートリッジ 金属水素使用 水 120ml

乗客乗員に認められた、危険物輸送の例外 DGR 51<sup>st</sup> Edition 2010

受託手荷物として認められるか						制限/人
持ち込み手荷物として認められるか						
身につけて搭乗できるか						
航空会社の許可を必要とするか						
搭載位置を機長に通知することが要求されるか (NOTOC S/L 通知書が要求されるか)						
×	×	○	×	×	<安全マッチの小箱、煙草用ライター> 吸収剤のあるオイルライター (Zippo)、吸収剤のない液化ガスライター (百円ライター) シガーライター、ブルーフレイムライター、タンク式オイルライターは禁止	それぞれ 1 個 (万能マッチ/予備燃料は禁止)
○	○	○	○	×	<救命胴衣に装備した非引火性ガスシリンダー> 一人一装備 二酸化炭素または、非引火性ガスがはいった小型のシリンダー	シリンダー 2 個 / 装備 予備カートリッジ 2 個
○	○	×	○	×	<医療用酸素 (気体酸素、空気シリンダー) > 注 社内規定を確認 注) JAL: 受託手荷物は、NOTOC 必要 (シリンダーのバルブ、レギュレーターは保護されていること)	総重量 5Kg 以下/個 (液化酸素は禁止)
○	○	×	○	×	<発熱物品> 水中トーチランプ、はんだごて、ヘアアイロン等 バッテリーで作動する物品で作動した場合、超高熱となる物	発熱部分および、バッテリー はとりはずす。 バッテリーは短絡防止措置

会社規定を確認	液化冷凍室素を含む断熱容器(Dry shipper)	非危険物を輸送する場合
	化学物質検査器	化学兵器禁止機構 (OPCW) の人員移動のため所持する物
その他の品目	雪崩遭難救助用バックパック	200mg 以下の 1.4S の火薬、250ml 以下の非引火性ガスを含む物 / 個
	機械義肢用シリンダー	小型の非引火性ガスシリンダー (複数個可)、予備シリンダー (必要数可)
	水銀気圧計、水銀温度計	気象庁または類似の機関が業務用として輸送する物(PTS-JAL PIL-ANA により通知)